

小樽市地域子育て支援センター「おやこの集いの場」 ネーミングライツ募集要項

小樽市では、令和7年12月20日に設置した小樽市地域子育て支援センター「おやこの集いの場」について、自主財源を確保して管理運営等の経費に充当することを目的に、ネーミングライツ（施設命名権）を取得するスポンサー企業を募集します。

1 目的

ネーミングライツの対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得ることにより、安定的な自主財源を確保し、当該施設の持続的な管理運営を図るほか、本市と施設命名権者（以下「ネーミングライツ・スポンサー」という。）が連携及び協力することにより、施設の魅力を高め、利用者のサービス向上と地域の活性化を図ることを目的とします。

2 対象施設の概要等

(1) 概要

名称：小樽市地域子育て支援センター「おやこの集いの場」

所在地：北海道小樽市築港11番1号ウイングベイ小樽1番街4階

運営受託者：特定非営利活動法人北海道子育て支援ワーカーズ

開設日：令和7年12月20日（土）

利用者：就学前のお子さんとその保護者

（※未就学児の兄姉（小学生）も利用可能だが、児童のみの利用は不可）

開館日：月・火・金・土・日

開館時間：10時30分から16時30分まで

休館日：水・木（※祝日の場合は開館し別日に代休。年末年始は休館）

施設面積：806.5㎡

(2) 施設内容及び利用状況等

当該施設は、小樽市築港地区に位置する、年間約800万人が訪れる大規模商業施設「ウイングベイ小樽」内にあり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める地域子育て支援拠点事業（※）を行う拠点施設です。

「何度でも気軽に訪れることのできる居心地の良い施設」をコンセプトしており、館内には小樽の海や坂をイメージした滑り台や絵本コーナー、飲食スペースなどを整備しています。

12月20日の開館から1月31日まで約1,600組、子ども（小学生の兄姉含む）約2,400名、保護者2,400名の方にご利用いただいています（いずれも延べ人数）。

※地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場のことです。以下の4つを基本事業としています。

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談・援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

3 愛称の付与

当該施設に企業名、商品名等を含めた愛称を付与することができます。ただし、次の事項に留意してください。

(1) 愛称付与の条件

- ① おやこが集う場であることがイメージできるもので、就学前の子どもが呼びやすい、親しみがあるなど、就学前の子どもにとって分かりやすいものとしてください。
- ② 愛称の標記の方法（ひらがな、カタカナ、漢字、アルファベット等）は問いませんが、就学前の子どもが利用することを想定した愛称としてください。
- ③ 著作権、商標権等の知的財産権については、応募者側において、権利者との調整等を完了していることが必要です。それらに関する紛争等が生じた場合は、応募者側の責任と費用において解決するものとし、本市は責任を負わないものとします。
- ④ 付与することができるのは愛称であり、正式名称ではありません。場合によっては、利用者等の混乱を避けるため、愛称と正式名称を併記する等の措置を講ずることがあります。

(2) 使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当するものは、愛称付与の対象外とします。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ④ 政治性のあるもの
- ⑤ 宗教性のあるもの
- ⑥ 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
- ⑦ その他愛称とすることが不適切であると市が認めるもの

(3) 愛称の使用期間

契約日から5年間

契約期間終了後の継続に関しては、契約期間満了となる概ね9か月前までに本市に対して継続希望の有無について協議することとします。なお、継続する場合は契約している愛称の継続を条件にした上で、現在のネーミングライツ・スポンサーに優先交渉権（※）があります。

※ネーミングライツ契約期間満了後、優先的に次回契約を交渉できる権利

(4) 愛称の変更

利用者等の混乱を避けるため、契約期間内は、社名の変更等やむを得ない事由が生じた場合を除き、原則として契約期間内に愛称変更はできないものとします。

(5) その他

本市は愛称を積極的に使用し、市ホームページ、広報誌等の広告媒体で愛称の普及及び定着に努めるほか、関係団体に対し周知します。

4 愛称の表示

- (1) ネーミングライツ・スポンサーは、本市と協議の上、施設名称を表示する看板、サイン、案内看板等（以下「看板等」という。）の表示を変更することができます。
- (2) ロゴを表示する場合は、可能な限り現在表示中のロゴを利用すること。

(3) 当該施設以外に看板等を設置する場合は、別途本市と協議が必要です。

5 応募手続

(1) 募集期間

令和8年2月18日（水）から令和8年4月17日（金）まで（土日祝日を除く）
受付時間は8時50分から17時20分まで

(2) 応募方法

募集期間内に次の提出書類を持参又は郵送により応募してください。

※郵送の場合は、令和8年4月17日（金）必着とします。

なお、電子メール、ファクシミリ等による受付は行いません。

(3) 提出書類

- ① ネーミングライツ・スポンサー応募申請書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 会社概要及び直近3年分の決算報告書
- ④ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ⑤ 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことを証する証明書
- ⑥ 小樽市に納付すべき税に滞納がないことを証する証明書

※⑤及び⑥については直近1年分。

※本市が必要と認める場合、その他の書類の提出を求める場合があります。

(4) 提出先

〒047-8660 北海道小樽市花園2丁目12番1号
小樽市こども未来部子育て支援課（小樽市役所別館5階）

(5) 応募に関する質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

① 受付期間

令和8年4月3日（金）まで

② 受付方法

下記問合せフォームに質問事項の要旨を簡潔に入力してください。

URL : <https://logoform.jp/f/RKHHP>

③ 回答方法

提出された質問事項と回答については、令和8年4月10日（金）までに質問者へ電子メールで回答するとともに、市ホームページに掲載します。

また、質問者の事業者名は公表しないほか、受託者選定に公平性を保てないと判断した質問内容については、回答しません。

6 応募資格

ネーミングライツ・スポンサーは、市有施設のスポンサーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人とし、以下の項目に該当する業種又は事業者は対象外とします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及びこれに類似する事業

- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員が行う事業
- ③ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更正手続中の事業者
- ⑤ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条に規定するインターネット異性紹介事業
- ⑥ 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者
- ⑦ 本市の指名停止措置を受けている事業者
- ⑧ 市税その他の租税の滞納がある事業者
- ⑨ その他、スポンサー企業とすることが不相当であると市が認める業種又は事業者

7 ネーミングライツ料

本市が希望するネーミングライツ料は、年額80万円以上（消費税及び地方消費税を含む）ですが、希望ネーミングライツ料未滿の額の応募も可能です。

なお、契約初年度及び最終年度は、年額を365（閏年の日を含む年度は366とする。）で除した数に、当該年度の契約日数を乗じて得た日割計算の額とし、算出額に1円未滿の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

8 看板等の設置場所及び費用負担

(1) 看板設置場所

設置場所は共用部通路側（2か所）となります。

設置する看板の場所及びサイズ等は、参考資料を参照ください。

なお、看板の材質やデザイン等につきましては、同フロアにある同種のサイン等と統一性のあるものとしてください。

- ① 共用部通路側突出しサイン：横45cm×縦15cm×幅3.5cm
- ② 共用部通路側入口サイン：横340cm×縦58cm≒1.972㎡

(2) 費用負担

本市とネーミングライツ・スポンサーの費用負担は、次表のとおりとします。

区分	市	ネーミングライツ・スポンサー
施設名看板等の製作・設置・変更		○ (※)
施設名看板等のデザイン料		○
契約期間終了後の原状回復		○ (※)
市ホームページ、広報誌等での表示及び関係団体への周知	○	

※新規設置及び契約期間終了時の原状回復に係る費用については、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・スポンサーの負担となります。

9 応募に関する留意事項

- (1) 申請書の再提出はできません。

- (2) 応募に係る経費は、すべて応募者の負担とします。
- (3) 申請後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。
- (4) 提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。また、本市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求める場合があります。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (6) 応募の内容や選考の結果等については、小樽市情報公開条例（平成18年条例第52号）の定めるところにより、公開されることがあります。
- (7) 本市が提示する設計図面等の著作権は本市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれ応募者に帰属します。なお、本事業の内容について公表する場合その他本市が必要と認める場合は、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。
- (8) ネーミングライツ・スポンサーの瑕疵により、当該施設の愛称等の維持が困難な場合や、虚偽の申請があった場合は、契約を解除することがあります。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・スポンサーの負担とします。
- (9) 小樽市地域子育て支援センター「おやこの集いの場」（以下「センター」という。）は、民間事業者運営に運営を委託しています。このため、受託事業者が、ネーミングライツ・スポンサーの同種事業を営む競合他社となる場合がありますので、あらかじめ了承した上で応募してください。
- (10) センター運営事業者がネーミングライツ・スポンサーを兼ねる場合、ネーミングライツ料はセンター管理運営業務に係る経費とみなさないものとします。

10 選定方法

募集期間終了後、本市ネーミングライツ選定委員会にて、「小樽市地域子育て支援センター「おやこの集いの場」ネーミングライツ選定基準」により、希望契約金額、愛称案、その他要素を総合的に判断し、優先交渉権者を決定した後、当該施設のネーミングライツの導入について契約事項を協議した上で契約を締結します。

※導入までの流れ等は、「小樽市ネーミングライツ導入ガイドライン」を参照してください。

URL : <https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2024092500024/>

11 愛称の使用開始までの流れ

手続の流れ	スケジュール（予定）
① 募集期間	令和8年2月18日（水）から令和8年4月17日（金）
② 書類審査及び選定委員会の開催	令和8年4月下旬
③ 優先交渉権者の選定	
④ 契約相手方の決定及び契約締結	令和8年5月
⑤ 愛称の周知	令和8年6月（予定）
⑥ 愛称の使用開始	令和8年7月1日

小樽市地域子育て支援センター「おやこの集いの場」ネーミングライツ選定基準

項目	選定基準	配点
愛称案	就学前の子どもにとって、分かりやすさ、呼びやすさのある愛称か 施設イメージとの整合性があるか	30
ネーミングライツ料	市希望額又は他応募者の応募額と比較した場合のネーミングライツ料の高さの度合い	50
企業の経営状況や提案	経営の状況等	20
	その他自由提案等	